

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 7     | 母子保健に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松島市は、母子保健に関する事務における特定個人ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

母子保健に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、個人情報の保護に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

徳島県小松島市長

## 公表日

平成29年2月28日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

|          |   |
|----------|---|
| ①事務の名称   | 母子保健に関する事務  |
| ②事務の概要   | <p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための事業の実施に関する事務を行う。</p> <p>小松島市は、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①保健指導の実施に関する事務</li><li>②新生児の訪問指導の実施に関する事務</li><li>③健康診査の実施に関する事務</li><li>④妊娠の届出の受理・届出に係る事実の確認</li><li>⑤母子健康手帳の交付・交付台帳の整備・再交付</li><li>⑥妊産婦の訪問指導に関する事務</li><li>⑦低体重児の届出の受理・届出に係る事実の確認</li><li>⑧未熟児の訪問指導</li></ul> |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、中間サーバ、ID連携サーバ(団体内統合宛名システム)   |

## 2. 特定個人情報ファイル名

|            |
|------------|
| 母子保健管理ファイル |
|------------|

| 3. 個人番号の利用               |  |
|--------------------------|--|
| 法令上の根拠                   | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の49の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条</p>           |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>  |
| ②法令上の根拠                  | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第二の56の2の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第30条第7号</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 保健福祉部健康増進課   |
| ②所属長                     | 健康増進課長 田淵恭子  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 小松島市保健福祉部健康増進課<br>徳島県小松島市横須町1番1号<br>0885-32-3551   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 小松島市総務部総務課<br>徳島県小松島市横須町1番1号<br>0885-32-2123   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成29年2月1日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成29年2月1日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

